



会 長	副会長	理 事	事務長	会長指示
				

平成14年 5月 2日

各 医 師 会 御中

福岡県医師会



平成14年4月1日実施の診療報酬改定に関する
質疑応答集について

標記質疑応答集については、平成14年4月12日付け福岡医発第80号（保）にてお送りいたしておりましたが、本質疑応答集中Q5、6の回答について再度日本医師会に確認したところ、下記のとおり修正がありましたので、大変お手数をおかけいたしますが、修正をお願いいたします。

なお、

- 1) 本質疑応答集は、県医報5月10日号の保険診療の窓には、修正したものを掲載いたします。
- 2) 回答を修正したものを、別紙のとおり送付いたします。

記

A5 慢性疼痛疾患管理料を算定した月は、算定不可。



A5 慢性疼痛疾患管理料を算定した月は、算定不可。

ただし、他の疾患を主病として通院していた患者が、月の途中で疼痛のある疾患が主病となり、慢性疼痛疾患管理料を算定した場合、本管理料を算定した以前の外来管理加算については、遡っては清算は行わない。

慢性疼痛疾患管理料を算定した日をレセプト摘要欄に記載する必要があります。

A6 算定した日のみではなく、1ヶ月です。



A6 算定した日のみではなく、1ヶ月です。

ただし、他の疾患を主病として通院していた患者が、月の途中で疼痛のある疾患が主病となり、慢性疼痛疾患管理料を算定した場合、本管理料を算定した以前の消炎鎮痛処置及び理学療法（Ⅳ）については、遡っては清算は行わない。

慢性疼痛疾患管理料を算定した日をレセプト摘要欄に記載する必要があります。

小郡三井医師会

担当理事 友 清 明

平成 1 4 年 4 月 1 日実施診療報酬改定質疑応答集 (No. 1)

福岡県医師会

修正箇所を赤字にて記載 (平成 1 4 年 5 月 2 日)

再診料

Q 1 初診の月で初診の次の再診料は、8 1 点か。

A 1 そのとおりです。

Q 2 1 月に 1 . 再診 (治癒) 初診 2 . 再診の場合、2 . 再診は 8 1 点か。

A 2 そのとおりです。

Q 3 患者が月の途中で 1 5 歳になった場合、再診料、外来診療料の逡減制はどうなるのか。

A 3 誕生月の 1 5 歳になる前に受診されれば、その月は逡減となりませんが、最初の受診が 1 5 歳になった後であれば逡減となります。

慢性疼痛疾患管理料

Q 4 慢性疼痛疾患管理料の対象疾患は何か

A 4 「疼痛」のある疾患を主病とする患者

Q 5 慢性疼痛疾患管理料を算定した場合に、外来管理加算は算定できるか。

A 5 慢性疼痛疾患管理料を算定した月は、算定不可。

ただし、他の疾患を主病として通院していた患者が、月の途中で疼痛のある疾患が主病となり、慢性疼痛疾患管理料を算定した場合、本管理料を算定した以前の外来管理加算については、遡っては清算は行わない。
慢性疼痛疾患管理料を算定した日をレセプト摘要欄に記載する必要があります。

Q 6 消炎鎮痛等処置及び理学療法 () が含まれるとあるが、慢性疼痛疾患管理料を算定した日のみか。

A 6 算定した日のみではなく、1 ヶ月です。

ただし、他の疾患を主病として通院していた患者が、月の途中で疼痛のある疾患が主病となり、慢性疼痛疾患管理料を算定した場合、本管理料を算定した以前の消炎鎮痛処置及び理学療法 () については、遡っては清算は行わない。
慢性疼痛疾患管理料を算定した日をレセプト摘要欄に記載する必要があります。

Q 7 慢性疼痛疾患管理料と併せて算定できない指導料は何か。

A 7 日医参考資料 2 7 1 頁第 2 章特掲診療料及び老人特掲診療料の通則及び通則の 2 をご参照願います。

生活習慣病指導管理料について

Q 8 患者によって、生活習慣病指導管理料を算定する患者としない患者があつてよいか。

A 8 よい。日医作成改定診療報酬点数参考資料 2 8 2 頁 B 0 0 1 - 3 生活習慣病指導管理料 (6) をご参照願います。

Q 9 再診料、外来管理加算は、受診されるごとに算定できるか。

A 9 再診料は算定可。外来管理加算は、厚生労働大臣の定める検査等を実施していなければ、算定可。

Q 10 他の指導管理料等と併せて算定できるか。

A 10 他の指導管理料等とは、併せて算定できない。

リハビリテーション

Q 11 理学療法における個別療法、集団療法とはどのようなものをいうか

A 11 個別療法とは、1 人の理学療法士 (理学療法士、理学療法士では従事者) が 1 人の患者に対して重点的に個別訓練を行う必要があると認められる場合に理学療法士 (理学療法士、理学療法士では従事者) が 1 : 1 で行った場合に算定する。

集団療法とは、1 人の理学療法士 (理学療法士、理学療法士では従事者) が複数の患者に対して訓練を行うことができる程度の症

状の患者について、理学療法士の直接的監視（理学療法 、 の場合医師又は理学療法士の監視）のもとに複数の患者に対して行った場合に算定する。（日医参考資料 395 頁～396 頁参照）

Q 1 2 理学療法又は作業療法は、理学療法士又は作業療法士 1 人につき 1 日何人まで実施可能か。

A 1 2 1 人につき個別療法 1 日 18 単位又は集団療法 54 単位まで可能。

Q 1 3 理学療法士等 1 名で、1 日個別療法 1 日 18 単位と集団療法 54 単位併せて 72 単位実施可能か。

A 1 3 不可

Q 1 4 理学療法士等 1 名につき個別療法 1 日 18 単位、集団療法 54 単位となっているが合わせて実施する場合何単位まで実施できるか。

A 1 4 個別療法単位数 ÷ 18 + 集団療法単位数 ÷ 54 単位 = 1 以下（小数点以下切り上げ）。なお、介護保険の理学療法実施している場合は、（介護の実施人数 ÷ 36）を足して 1 以下となります。

Q 1 5 厚生労働大臣が定める患者とはどのような患者か。

A 1 5 以下のような患者です。

- 1．回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
- 2．早期リハビリテーション加算を算定する患者
- 3．外来移行加算を算定する患者

処置

Q 1 6 消炎鎮痛等処置において、同一の患者につき同一月において、2（器具等による療法）及び 3（湿布処置）を合わせて 5 回以上行った場合は、5 回目以降については所定点数の 100 分の 50 に相当する点数により算定するとあるが、2 のみあるいは 3 のみ 5 回以上行った場合は、減算にならないのか。

A 1 6 2 のみ、あるいは 3 のみで 5 回以上であっても 100 分の 50 となります。